

「民泊新法」に伴う民泊事業が開始、事業者の届出・登録が始まっています

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business

届出済
CERTIFIED

届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊管理業者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	
住宅宿泊管理業者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	第 号
住宅宿泊管理業者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	

福岡県知事

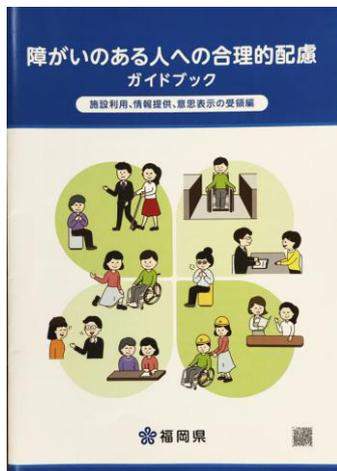
福岡県が発行する標識

「民泊新法」の施行に伴い、本年6月15日より民泊事業者については、宿泊事業者の届出（県）、宿泊管理業者の登録（国土交通省）、宿泊仲介業者の登録（観光庁）が始まっています。

このうち、民泊事業者の届出は、7/20現在、県内で338件（うち実際に登録されたのは243件）。宿泊管理業者の登録は、7/13現在、九州地方整備局管内（全九州）で63件。宿泊仲介業者の登録は、7/13現在、観光庁に全国30件の登録となっています。

新法施行前には県内で約3千件ほどの民泊がネット上にアップされていたことを考えると、届出並びに登録の件数は極めて少ないと言えます。新法施行を機に、民泊をやめたか、届出の手続き中か、もしくは違法に宿泊業を継続していることも考えられます

民泊事業の届出ならびに登録を受理された事業者には、それぞれ監督官庁より標識が授与され、それを目につきやすい場所に掲示することが義務付けられています（上の標識は県が発行する民泊事業者向け用標識）。これらの登録、届出のない民泊事業は全て違法となります。市民の皆様の監視も必要ですし、事業者は遵法的な民泊事業に努めましょう。



「障がいのある人への合理的配慮ガイドブック」を作成

県は、2017年3月に『障がい者差別解消条例』を制定し、「不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の提供について事業者及び行政機関等に対して情報提供及び啓発を行う。」としています。

これに伴い、県は「障がいのある人への合理的配慮ガイドブック」を作成し、民間事業者、公的機関等へ配布するとともに、このガイドブックを活用して頂くよう積極的に啓発を進めます。

なお、今後、医療、教育、スポーツなど事業分野ごとの配慮事項をまとめたガイドブックも年度内作成し、活用する予定です。

働き方改革推進のため「ふくおか・よかばい・かえるばいキャンペーン」を実施します！

このキャンペーンは、本県内でも働き方改革の取り組みを進めるため、県内の事業者が「よかばい」として“余暇を増やす年次有給休暇の取得促進”、“かえるばい”として“定時退社して超過勤務を削減する”など、働き方を見直すための取り組みを宣言し、実行する取り組みです。ぜひ、それぞれの事業所でのご協力と実行をお願いします。

新たな住宅セーフティーネット制度の周知に係る研修会を実施しています

高齢者や障がい者の方々が賃貸住宅を借りる際、高齢や障がいを理由に入居を拒まれるというケースが後を絶たず、本県内でも具体的事例が発生しています。

そのため、国は高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため『住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律』を改正し、これにともない新たな住宅セーフティーネット制度がスタートしています。

この制度の普及を図るため、県は宅建業界団体が主催する県内宅建業者を対象とした研修会において、①高齢者や障がい者等住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度の徹底、②登録住宅の改修に対する支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援の周知を要請しています。

今後は、①宅建業界団体が主催する県内宅建業者を対象とした研修会において、引き続き、制度の活用を図る、②市町村の参加する会議を開催し、市町村による住宅確保要配慮者の入居確保のための相談体制の整備、③居住支援法人との連携・活用を要請して参ります。